

令和6年度 当別町再生可能エネルギー設備導入推進事業補助金

寒冷地エアコン・エコキュート向け

申請の手引き

この補助金は、みなさんと力を合わせ、温室効果ガスの削減に取り組む補助金となります。



当別町では、当別町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、地球温暖化対策の一環として、当別町内にお住まいの方、事業所を持つ事業者に対して、太陽光発電システム及び蓄電池、ペレット・薪ストーブ、ZEH住宅、寒冷地エアコン、エコキュート、地中熱ヒートポンプなどの設置に要する費用の一部を、予算の範囲内で補助し、普及を図ります。

また、2050年ゼロカーボンシティを目指し、化石燃料の削減と再生可能エネルギーへのエネルギー転換を図ります。

※環境省の脱炭素移行再エネ推進交付金 重点対策加速化事業に係る交付金を活用しています。

目次

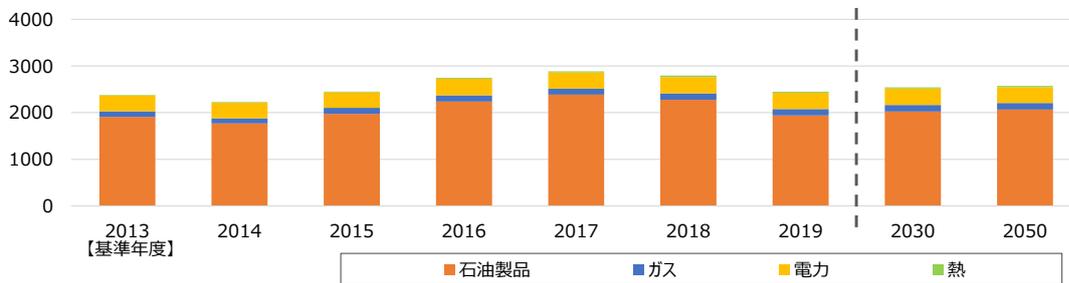
1. 事業の概要
2. 補助金について
3. 申し込み及び、申請方法
4. 補助金交付後について
5. 補助金の返還等について
6. 消費税の返還義務等
7. その他

1. 事業の概要

当別町は、2050年ゼロカーボンを目指しており、今までの二酸化炭素排出抑制の取り組みが評価され、環境省の地域脱炭素を目指す重点対策加速化事業地域として認定されました。本補助金は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金・重点対策加速化事業交付金」を活用したものです。

当別町内で使われる化石燃料や電力、ガスなどのエネルギー量を、使用されるエネルギーごとに消費量を推定すると、約8割が灯油やガソリンなどの石油製品であることがわかります。

エネルギー消費量(TJ)



特に冬の暖房エネルギーの石油製品の使用割合を減らす工夫が必要と考えます。そこで、灯油ストーブや灯油ポイラから、寒冷地エアコンなどのヒートポンプ機器に置き替えることで、エネルギー転換を進めて行き、また、そのエネルギーを、太陽光発電を活用し、再生可能エネルギーで賄うことで、化石燃料を減らしていくことが、本補助金の趣旨となります。

2. 補助金について

2-1. 対象設備

- ・寒冷地エアコン（高効率換気空調設備）
- ・エコキュート（高効率給湯器）

2-2. 対象者

① 個人・事業者の方の共通事項

- ・過去に当該補助金（寒冷地エアコン、エコキュート）を活用した場合、同一の設備での申請は出来ません。例えば、過去に、当該補助金を活用して寒冷地エアコンを設置したことがある場合、寒冷地エアコンの補助金は受けられません。
- ・当別町の税金等を滞納していないこと
※申込時点で当別町外に住所を有している方は、現に住所を有する市町村税等を滞納していないこと
- ・当別町暴力団排除の推進に関する条例（平成27年当別町条例第15号）第2条第2号に規定する暴力団員ではない方

② 個人の方

- ・当別町に住所を有する方、及び当別町に居住する予定の方。住所を有するとは、当別町の住民基本台帳に記録されていること
- ・申込時点で当別町外に住所を有している方は、実績報告書を提出する時までに当別町に転入する方であること
- ・当別町内の一般住宅に対象設備を設置する者、又は対象設備の設置された当別町内の新築一般住宅を購入する者

③ 事業者の方

- ・当別町に独立した事業所等を有し、事業を営む者、及び事業を営む予定の者
- ・申込時点で当別町に事業所等を有していない方は、実績報告書を提出する時までに当別町内に事業所を有する方であること
- ・当別町内の事業所等に対象設備を設置する者又は対象設備の設置された当別町内の新築事業所等を購入する者

2-3. 交付要件

- ・従来設備に対して30%以上省CO₂効果が得られるもの
- ・未使用品であること（中古品は対象外とする）
- ・性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等で確保されているもの
- ・各種法令等に遵守した設備であること
- ・設置した対象設備を当別町外に移さないこと
- ・設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること
- ・地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（令和5年1月13日環地域事発第2301131号）の重点対策加速化事業の交付要件を満たすこと

2-4. 対象経費

- ・設備本体、工事費（据付、配線、配管工事等）、その他付属設備

2-5. 補助率・交付限度額・補助金額

- ・補助対象経費の1/2以内（上限：40万円）

※事業者の場合、補助対象経費は、税抜き金額での申請となります。ただし、免税事業者の場合は、税込み価格で申請できる場合がありますので、ご相談ください。

3. 申し込み及び、申請方法

3-1. 申込書の提出について

受付期間内に以下の書類をゼロカーボン推進係に提出してください。窓口と郵送で申し込み出来ます。

① 受付期間

令和6年6月3日（月）～ 6月27日（木）

窓口申込 平日の午前9時から午後5時

郵送申込 6月27日（木）午後5時必着

※郵送の場合は、受付期間内に必ずお電話にて配達されているかご確認ください。未配達の場合は申し込み不可となりますので、ご注意ください。

② 提出書類

- ・当別町再生可能エネルギー設備導入推進事業補助金申込書
- ・見積書等の写し（対象経費及びその内訳が記載されたもの）
- ・仕様書等の写し（対象設備のメーカー、型式、仕様等が確認できる書類）

③申し込み多数の場合

- ・申し込み多数の場合は、抽選を行います。
- ・抽選においては、コンピュータによる抽選システムで抽選を行います。エクセルのランダム関数を用い、無作為に乱数番号を割り当て、乱数番号の大きい順に申請順位とし、それぞれの補助金額が予算上限に達したところまでを当選とします。
- ・抽選結果は、申し込み締め切り日の翌日にホームページで公表予定です。申込番号の表示となります。名前等は公表されません。

3-2. 申し込み後の申請について（当選した場合）

① 交付申請について

受付期間内に以下の書類をゼロカーボン推進係に提出（窓口提出）してください。交付申請書の記入は、別紙「交付申請書の書き方」をご確認ください。

② 受付期間

令和6年6月28日（金）～ 9月27日（金）

③ 提出書類

○個人の場合

- 補助金交付申請書（別記様式第1号）
- 見積書等の写し（申し込み時と変更がなければ省略できます。）
- 仕様書等の写し（申し込み時と変更がなければ省略できます。）
- 住民票
※ 一般住宅に設置の場合、発行後3か月以内の申請者の住民票（3か月以内に転居してきたものについては、現住所の住民票）、世帯全員のものに記載されているもの。
- 町税等の滞納がないことが確認できる書類（完納証明書）
- 誓約書（別記様式第2号）
- 現在使用している設備の仕様及び、従来の空調設備等に対して30%以上の省CO2効果が確認できる書類
- その他町長が必要と認める書類

○事業者の場合

- 補助金交付申請書（別記様式第1号）
- 見積書等の写し（申し込み時と変更がなければ省略できます。）
- 仕様書等の写し（申し込み時と変更がなければ省略できます。）
- 登記簿謄本等
※法人の場合、発行後3か月以内の商業登記簿謄本
※個人事業主の方で商業登記簿謄本のない方は、住民票と事業を営んでいることがわかる書類（営業許可書、開業届の写し等）を提出してください
- 町税等の滞納がないことが確認できる書類（完納証明書）
- 誓約書（別記様式第2号）
- 現在使用している機器の仕様及び、従来の空調機器等に対して30%以上の省CO2効果が確認できる書類
- 免税事業者は、消費税の申告時免税事業者であることが証明できる書類の写し
- その他町長が必要と認める書類

3-3. 交付決定について

申請書を受理し、審査を行った後、申請者へ補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第3号）をお渡しします。事業の着手（契約・発注行為）は、通知書を受けた後に実施してください。

※交付決定は、補助金の交付ではありません。申請に対し、補助金を交付すべきと認められたことをお知らせするものです。

※交付決定後の申請内容の変更又は廃止について

交付決定後に内容を変更又は廃止する場合は、補助金変更（廃止）申請書（別記様式第5号）を提出してください。後日、内容を審査し、変更後の交付決定額を記載した補助金変更（廃止）承認書（別記様式第6号）を通知します。

3-4. 実績報告について

申請者は、補助事業が完了した日から30日以内又は令和7年2月末日のいずれか早い日までに以下の書類をゼロカーボン推進係に提出してください。

① 提出書類

- 補助金実績報告書（別記様式第7号）
- 対象設備の設置及び購入費用の領収書の写し
- 振込先口座が確認できる書類
- 設備の設置状況を示す写真
- 対象設備の保証書の写し
- 事業所に対象設備を設置した場合
 - ア. 消費税確定申告書の写し：一般事業者、簡易課税適用者の場合は提出
 - イ. 付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し（一般事業者）
- その他別記様式第7号に記載の書類
- その他町長が必要と認める書類

3-5. 補助金額の確定と振込について

実績報告による提出書類を審査した後、不備等がなければ補助金交付額確定通知書（別記様式第8号）を送付し、申請者が指定した金融機関の口座に補助金を振込みします。（2週間～1カ月程度かかります。）

4. 補助金交付後について

4-1. 法定耐用年数について

- 補助金を活用して導入した各設備は、「法定耐用年数」に基づき、処分（廃棄・譲渡・転用等）の制限を受けます。
- 法定耐用年数は、高効率空調設備、高効率給湯器は6年です。その間は廃棄や譲渡等の処分はできません。やむを得ない状況で、廃棄や譲渡等の必要がある場合は、事前に承認を受ける必要がありますので、ご相談ください。
- 状況に応じて処分期間が異なる可能性もありますが、各補助対象者が各設備を導入した時点の法定耐用年数を基準とします。

4-2. 設備導入後の定期報告について

今回、環境省への実績値の報告等を目的として、法定耐用年数を経過するまでの間、設置した設備等の稼働状況やエネルギー使用量など、町へのデータ等の提供を行っていただく場合があります。

5. 補助金の返還等について

- 引越等でやむを得ず途中で補助対象設備を処分する場合は、事前に町長の承認を受けていただくことになります。報告理由により、補助金を返還していただく可能性もあります。
- 虚偽の申請や報告を行った場合等、悪質である場合は、補助金を全額返還していただくこともありますので、ご注意ください。

6. 消費税の返還義務等

① 課税事業者

- 課税事業者は、課税売上高に対する消費税額から、課税仕入れに係る消費税額等を控除した額を消費税として納付することとなります。
- 補助金収入は、消費税法上不課税取引に該当しますが、補助事業に掛かった経費を控除対象仕入税額に算入することも出来るため、報告された仕入控除税額は、事業者に対して重複して交付したことになります。そのため、町を通し国へ返還をする必要があります。

② 返還義務者

- 補助金算定額を税込金額にて行った事業者（個人・法人）のうち、本則課税にて消費税の申告を行っている事業者。
※簡易課税事業者・免税事業者は対象外となります。

③ 報告義務者

- 簡易課税事業者は、本事業を含む経理処理をした消費税の申告後、速やかに消費税の確定申告書の提出をお願い致します。
- 免税事業者は、本事業を含む経理処理をした消費税の申告時免税事業者であることが証明できる書類のご提出をお願い致します。

④ 本事業について

- 本事業では、町民の皆様の作業負担を減らせるように、本則課税事業者については税抜にて申請をおこなって頂き返還の義務が生じないようにしております。
- 個人事業主でない個人の方が家庭用の事業を申し込まれる場合は、返還・報告共に必要ありません。
- 個人事業主である個人の方は、補助金を使用して得た資産を事業経費にはできません。家事按分して事業経費とした場合は、消費税の返還義務が発生します。消費税の返還と共に別途以下に記載のない多くの提出書類が発生しますのでご注意ください。

⑤ 提出書類・報告様式

- 本事業を含む経理処理をした確定申告時に免税事業者であることが証明できる書類（交付申請時）
- 簡易課税方式の確定申告書（写し）（交付申請時と本事業を含む経理処理をした消費税の申告後速やかに）
- 提出書類の作成時は、税理士等にご相談することをお勧めします。

7. その他

- その他、ご不明点は、Q&A集もあわせてご確認ください。

問い合わせ・申請書提出先

〒061-0292

北海道石狩郡当別町白樺町58番地9

当別町経済部ゼロカーボン推進室ゼロカーボン推進係

電話: 0133-27-5382（補助金専用）

E-mail : energy@town.tobetsu.hokkaido.jp